

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

私たちは創業以来 22 年にわたり、全国 300 以上の地域金融機関と連携し、後継者不足や幹部人材の確保など、中小企業の経営課題に取り組んできました。現在は、「人材紹介×事業承継×結婚支援」を基軸にコンサルティング力を備えた三位一体の支援体制を整え、グループ会社である事業承継推進機構株式会社との M&A 支援や、マリッジ株式会社による「結婚承継」を通じて、事業承継の多様な選択肢を提供しています。

c. 専門人材マッチング

有料職業紹介事業として、全国の地域金融機関との連携を活かし、地域企業の採用課題に対する専門人材のマッチングを支援しています。経験豊富なコンサルタントが経営戦略や人材ニーズを丁寧に把握し、豊富なデータベースから即戦力となる人材を紹介します。これからも、地域の社会課題を“人”で解決する最高のパートナーを目指し、新しい日本の未来を創造してまいります。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2025 年 3 月に健康経営の認定を受け、従業員の健康増進を支援する取り組みを進めています。定期健康診断の受診率向上や再検査の促進に加え、ワークライフバランスの向上にも注力し、在宅勤務の導入や労働時間の適正管理を行いながら、従業員の健康維持と生産性向上を両立させています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は、取引に基づく適正な支払期日までに可能な限り現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年8月6日

ヒューレックス株式会社 代表取締役 松橋 隆広
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。